

岩手の生協の今をお伝える

岩手の生協

VOL.34 2014.1

岩手県生活協同組合連合会

〒020-0690 岩手県滝沢市土沢220-3

☎019-684-2225 / ☎019-684-2227



平和をテーマに協同組合講座を開催



福祉灯油の実施を求め、岩手県議会に請願



被災者の願いに寄り添った生活再建支援について
知事と懇談



84団体が賛同し「STOP! 特定秘密保護法」集会を開催

新年にあたり

「平和」（未来の指針）を真正面から考える年にしましょう

会長理事 加藤 善正

特集

2013年度 協同組合講座 ～平和とよりよき生活のために～

被災地への福祉灯油が実現!～灯油は過去最高の高値に～

被災地は今・・・ ②県知事や県議会各会派と被災地の復興について懇談

■会員生協トピックス

- ・盛岡医療生協
- ・大船渡市役所職員生協

■岩手県生協連トピックス

- ・映画「ひまわり～沖縄は忘れない
あの日の空を～」盛岡で上映 ほか

新年にあたり

「平和」（未来の指針）を真正面から考える年にしましょう

会長理事 加藤善正



新年にあたり旧年中のご厚情に感謝し、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

三・一一大震災から二年十ヶ月が過ぎましたが、被災地の復興の歩みは遅く、被災者の心身の疲れや先行き不安は増すばかりです。県内生協は工夫を凝らして被災者支援の取り組みを重ね、また、全国を生協の支援活動も続いており、新年も決意を新たにこうした復興支援活動を強めてまいります。

県生協連は「人間復興」と「世直しの復興」を掲げております。これは「被災者にとつて国民として憲法で保障されている基本的人権・生存権・幸福追求権などが満たされる復興」を基本にするべき、という考え方です。今年は住宅再建のため「被災者生活再建支援法」の支援金三百万円を五百万円に増額する運動に力を入れてまいります。加えて、被災地は三・一一以前から「市場原理主義・大都市中心・弱肉強食の経済政策・構造改革・規制緩和による貧富と地域格差の拡大」などにより、地域経済の疲弊・少子高齢化と過疎化・自

治体財政危機が急速に進行してまいりました。従って、付け焼き刃的復興支援策ではその構造的欠陥は解決せず、国政の抜本転換Ⅱ「世直しの復興」でなければ未来を切り開くことはできないと考えます。

さて、第二次安倍内閣が発足し一年が過ぎましたが、その「安全保障政策」の急展開は危険な様相を見せはじめております。「安全保障会議」（日本版NSC）、「特定秘密保護法」、「国家安全戦略と新防衛計画大綱」、「武器輸出三原則の見直し」などが国民の強い反対を押し切つて強行されました。春頃には「集団的自衛権の行使」に踏み込み、実質的な改憲を強行しながら、自民党の「憲法改正草案」による明文改憲を実現しようとする政治が始まるうとしています。

安倍内閣の「積極的平和主義」は中国・韓国・北朝鮮などとの憲法による「平和外交」ではなく、軍事力を背景とした「力の外交」を優先させるものであり「積極的軍事主義・戦争主義」とも言うべき姿です。

特に「特定秘密保護法」に対す

る国民各層の急速に広がる反対運動に恐れをなしたように、衆参両院の強行採決は、これからの悪夢のような未来を予感する暴挙でした。憲法の三大原則である「国民主権・基本的人権の保障・恒久平和主義」を真正面から否定するようなこの法律の本質は、戦前の治安維持法に例える識者が後を絶たない状況です。県生協連はこの「違憲法律」の廃止を求める運動を進める決意です。

一昨年十二月の総選挙と昨年七月の参院選で「ねじれ国会」を最大争点に煽ったマスコミも、この違憲法案にはこぞつて反対し、成立後は「国民の知る権利を守る取材活動は危険を冒しても進める」という社説を載せる新聞が目立ちました。確かに「ねじれ国会」は解消されましたが、その結果が数の力による国会運営であり、「稀代の悪法」とさえ言われた秘密保護法の強行成立でした。

各種世論調査では「国民の願いとねじれ」が目立ってきています。「消費税増税・財界優遇税制・TTP参加・原発再稼働・社

会保障制度の改悪・秘密保護法・集団的自衛権行使・九条改悪・金融緩和と円安による物価上昇・沖縄基地問題」などの国民とのねじれがどう変化していくか、新年も私たちは政治を身近な問題としてウォッチすることが必要でしょう。

日本の生協運動は戦前・戦中の軍事体制の下で弾圧・窒息・倒産の痛ましい経験を経て、戦後の再建の中で「平和とより良き生活のために」という理念を確定させました。「平和」こそが、「すべての組合員と家族・未来を歩む子どもたちの幸せな暮らしや地域社会の基盤であり、未来を切り開く指針である」という確認を積み重ねてきました。

憲法に基づく戦後六七年間の我が国の「平和国家・民主国家」が大きく揺らぎ、「個人」よりも「国家」が上位に位置づけられる社会、「戦争をする国への大転換」を認めることはできません。

今年から、今まで以上に「平和」を真正面に据えて、地域に根ざし役立ち・信用され・サポートされる生協をめざして参ります。

2013年度協同組合講座「平和とよりよき生活のために」

岩手県生協連では毎年、会員生協役職員（組合員リーダーも含める）を対象に、社会の問題の原因・本質を明らかにして、協同組合の存在意義や使命を学び、生協としてどう実践を広げその使命や期待にこたえるべきかを考える協同組合講座を開催しています。2013年度は12月6日に開催し、6生協から57人が参加。戦後再建した生協が「平和とよりよき生活のために」を高く掲げ、平和こそがすべての組合員の願いでありくらしの基盤だと運動してきたことと、現在の平和を脅かす動きについて学び、わが生協で、そして生協連としてどのような取り組みができるかについて考えました。

学習講演1

「平和をめぐる危険な動きについて」『特定秘密保護法案』『国家安全保障会議（日本版NSC）設置法』『集団的自衛権行使』の狙いもの」

講師…佐々木 良博 弁護士

はじめに「日本は民主主義国家か？」

民主主義とは、国民の意思に基づいて政治が行われること。そのためには条件があり、国が何をしようとしているか・どんな政治を行おうとしているのか・どんな制度を作ろうとしているのかについての情報が私たちに与えられ、それを理解した上でそれが私たち国民に何をもたらすのか考え自分たちの意見をつくらなければならぬ。それがかなって初めて民主主義が実現する。秘密保護法はその最初の段階で国民に情報を流すこ

とをやめるという法律だ。だから民主主義の否定だと言われている。

秘密保護法の問題点とは

国会前で秘密保護法反対を唱えている市民を「テロと同じだ」と発言した議員がいたが、これによつて自民党の本質が浮き彫りにされた。彼らはそこまで取り締まりたいのだ。政府の見解に反対を表明し、大きな声で意見を述べるものがテロ、これが抑圧の対象だと言いたいのだ。

問題点①対象となる秘密の範囲が極めて広範

①防衛②外交③特定有害活動（スパイ）④テロ防止に関する情報で、日本の安全保障に著しい支障があるものには秘密と指定できるが、この項目に含まれない事項を探すのが難しい。特にテロ防

止を目的にしたら何でも指定できてしまう。政府にとって都合の悪い情報は秘密にしようとするればいつでも秘密にできる。その結果、政府の情報統制はいつでも可能になる。

問題点②国民のあらゆる行為が処罰の対象に

それ以上に問題なのが、何が秘密か私たちが知らないということである。主権者として情報を知りたいが、自分が知ろうとしている情報が秘密に指定されているかもしれないと考えると手を出せない。

処罰の対象は公務員や秘密を扱う業者とは限らない。マスコミや民間人も対象になる。漏えいのほかに、不法な方法で情報を取得する「特定取得行為」も対象になるが、何が不法なのかわからない。また、知ろうとしただけ（未遂）、調べようとする（共謀）、「秘密を

教えて」と求める（教唆）、「秘密を明らかに」とデモで叫ぶ（煽動）も処罰される。

しかも最長で10年の重罰が科せられてしまう。実は自衛隊や公務員は処罰の法律がある（自衛隊法や公務員法）。今回改めて法律を作る必要はない。ターゲットは一般国民である。政府にとって都合の悪い情報を知ろう、伝えようとす



る国民を重罰をもって罰し、物言わぬ国民、情報を持たない国民を作るのが狙いだ。「一般国民が処罰の対象となることは想定し難い」と言うが、国から民間企業に委託されるなどの形で秘密に関わってしまうことがありうる。また、一旦できてしまった法律は使う側の都合によって使われてしまう。何が秘密か分からない中で、私たちは自分を抑制しなければならなくなってしまう。

問題点③奪われる国民の自由、日本国憲法への蹂躪

知る権利や取材の自由が大幅な制限を受ける。

特に取材活動の制限に関して、日本は密約を国民に隠し続けてきたことが明らかにされてきている。こうした政府が隠したい情報を明らかにして知らしめるのがマスコミの役割である。それが奪われるということは、私たちの知る権利に重要な影響を与えることになる。

国会の役割は政府のあやまりを正すことで、政府が何をやっているか国会に与えられる必要があるが、著しい支障があれば国会にも出されない。

問題点④国民監視に道を開く「適正評価制度」

秘密情報を扱う人について、適正を評価する制度で、調査事項は学歴・職歴、犯罪歴、懲戒処分歴、精神の問題に係る通院歴など、対象者本人だけでなく、配偶者や家族も調査対象になる。その結果、不適正と評価されれば社内での地位は危うくなり、打撃は大きい。調査には同意を要件としているが、同意しなければそれ自体が国家に非協力的・批判的とみなされてしまい、同意は歯止めにならず踏み絵になってしまう。

日本版NSCとは

簡単に言うと、アメリカから与えられた情報を全部一括管理して、防衛や外交の司令塔の役割を果たす機関である。全ての情報を集めて管理・分析・指示を出す。

第一次安倍内閣のときにブッシュ大統領が、日本にもっと軍事的な協力を求め役割を果たさせるために、設置を強く求めていた。そのときはできなかったが、今回作らざるを得なくなった。そして、大量の情報が集中するため、秘密保護のために秘密保護法を作らなければならぬという関係だ。

積極的平和主義の中身は積極的戦争主義だ。海外やアメリカと一緒に戦争をする国へこれから進も

うとしている。2014年の通常国会で集団的自衛権の行使、法律を作ろうとしている。日本版NSCはアメリカと一緒に戦争をする国へ向かう悪法だ。

集団的自衛権とは

戦後国連は、加盟国に対して武力の行使を禁止し、侵略行為に対しては国連自身が対処する集団的安全保障体制を規定した。しかし、国連が措置を取るまでの間、各国に軍事的措置をとることを認める、集団的自衛権が規定された。

これは最小限度で慎重に行使されなければならないとされてきた。

しかし、これまで行使されてきた事例は、行使する国の自衛とは無関係に、大国が小国の内政に干渉するものとして行使されてきた。

日本の集団的自衛権に対する立場

日本は、集団的自衛権を持つていることは認めるが、憲法9条があることで、行使は許されないという見解である。9条の解釈としては必要最小限の防衛力しか許されない。9条は戦争を否定して戦力を持たないといっている。「自衛のための戦力も持たない」というのが最初の解釈だった。その後朝鮮戦争がはじまると軍隊が必要と

なり、警察予備隊を持った。戦力だと批判され、「近代戦争を戦うだけの戦力」と解釈を変えた。その後自衛隊となり、軍隊と言われたため、「侵略のための戦争をしない戦力、自衛のための必要最小限度の戦力は9条の戦力にあたりないから持てる」と変わった。

アメリカからは早く一緒に戦えるようにと要求されているが、9条、96条を変えようとしてもうまくいかないため、9条を変えずに集団的自衛権を行使できるようにしようとしている。

集団的自衛権の行使は認められるべきではなく、解釈改憲は許されない

9条があるから安心と思っただが事態は進んでいる。

それでも日本が戦争をしていないのは、9条があつて、集団的自衛権の行使は許されないという解釈がされているからである。

こういう状況を認識した上で安倍政権が何をしようとしているかを考え、それを許さない取り組みを真剣にしないと2014年の夏頃に自衛隊がアメリカ軍と戦争をしているかもしれない。

アメリカ軍との合同訓練は広がっている。そこまでできていることを一人ひとりが自覚し行動しなければならぬのではないのか。

学習講演2

「生協はなぜ平和運動に取り組むのか」

講師：加藤 善正 県生協連会長理事

今までの延長線上では対応できない事態だと思ふ。もう一度戦前・戦中・戦後の生活協同組合の運動から、その当時生協はどうしたのかを学ぶ必要があると思ふ。

戦後の日本の生協運動の原点

1945年、日本協同組合同盟の創立宣言が出された。この同盟は、終戦後大変な食料不足だったときに、協同組合が積極的な役割を果たそうと出されたもので、農協や漁協も含め、戦争中に崩壊した日本の協同組合運動の先輩たちが、日本の未来に向かって協同組合の役割を考え作った。

1951年、今の日本生協連が結成された。その大会では平和宣言が採択された。平和宣言は文字

通り日本の戦後の日本生協連の結成の理念としてある。

この宣言を出した背景には、冷戦時代のアメリカによる政策の転換がある。日本を憲法に基づく民主的な国ではなく、アメリカの言いなりになる国に作り変えるために戦後も国民への弾圧が行われ、沖縄に米軍基地が本格的に作られてきたためである。

平和と、より良き生活のために：

平和がなければよりよき生活はありえない、組合員の様々な要求やくらしも平和がなければ存在せず、生協自身も平和でなければ存在しない、それがあの戦争で学んだ最大の教訓ではないか。

だから平和が何より大事だ。憲法で国民の権利として平和に生きる権利、平和的生存権が重視されているのもそこにある。しかし、戦争を体験している人が少なくない戦争がどんなに悲惨であらゆるものを奪うのか、戦争を準備するために作られる様々な法律や軍事法制とでも言うべき政治システムはどんなものかを知らない。

本来の生協運動とは

知らないからこそ平和が続くと考え、よりよいものをより安く組合員に売るのが生協の仕事となってきた。平和の運動や社会的に憲

法を守る運動や民主主義を守る運動が忘れられてきているのではない。運動とは活動と違い、明確な目標に向かってみんなで力を合わせて頑張ることをいう。平和や民主主義、よりよい地域社会や人間の基本的な人権など憲法に保障されているような国に日本社会をしていくことで、組合員の生活が初めて守られる。そのために組合員と常勤者が力を合わせて共通の目標に向かうのが生協運動だ。このような運動を掲げている生協は多くないが、今の世の中で我々は何をなすべきか、生協運動をどうとらえなおすべきか、常勤者と組合員の力をどこで合わせ、事業と運動をどう一体的に展開するかが問われているのではない。

今が大きな転換点であれば、今までの延長線上の生協運動でいいのか、子どもや孫の時代に責任を持つためにはどう考えて生活しなければならぬのかが問われている。この点を今日の議論の中でも深め、みんなで力を合わせてまいりたいと思う。

講演後、グループ討議を行い、意見を出し合いました。

●今後自分の生協として、取り組むこと。



- ・ 若い人に伝える、知ってもらおう
- ・ 職員の勉強会を行う
- ・ 一緒に運動する仲間を増やす
- 一市民としてできること
- ・ かしこい有権者になる

- ・ 声をしっかりと上げること、自分の意見を持つこと
- ・ 子どもに現実を伝えられるよう家族で話題にする

● 生協連として各生協が力をあわせ取り組めること

- ・ 一緒に学習会を行い、意思表示ができる取り組み
- ・ ネットワークづくり
- ・ 各地域で組合員同士が気軽に集まり話す場を増やし、意見交流

参加者からは「タイムリーな講演を聞き有意義だった」「他生協とも話し合い意見を聞けて良かった」などの感想が寄せられました。

(文責：岩手県生協連)



被災地への福祉灯油が実現！ 灯油は過去最高の高値に

岩手県生協連では9月3日の緊急灯油学習集会から、今冬の灯油運動を始めました。学習では神戸大学二宮厚美名誉教授が「灯油値上げ、消費増税に立ち向かう生活防衛」と題し、現在の円安・投機による物価上昇はアベノミクスによる狙いであり、灯油やガソリン価格の上昇も当然の結果であることを学びました。

また、シーズンインの灯油価格が1ℓ100円と2008年以来の異常な高価格で、このままでは過去最高の灯油価格になるため、要請や請願も早めに行動し進めてきました。

9月17日には県知事へ福祉灯油補助の実施や国へ支援策を講じるよう働きかけてほしいと要請を行いました。10月7日には県内の協同組合や消費者団体等の9団体で岩手県議会へ同様の内容の請願を行い、福祉灯油の補助や、国への意見書の提出（関係省庁から石油業界への指導要請等）が採択となりました。

東北6県生協連としては、中央省庁へ福祉灯油補助や石油業界への強力な指導、投機マネーの流入



県議会請願で福祉灯油実施を要求

の規制を求め要請を行いました。昨年より早い時期に要請を行っていますが、灯油の高騰は現在も続き、冬期としては過去最高の1缶（18ℓ）千九百円を超えています。適正価格や安定供給のためには石油行政の見直しが必要であり、今年度初めて消費者庁と懇談会（2月5日）を開催することになりました。

そして岩手県は、今年も沿岸12市町村が低所得者世帯などに灯油購入費を助成した場合に一部補助する「被災者福祉灯油」を行うと決めました。震災後の2011年から3年連続での実施です。

今後にも必要に応じ要請を行うなど、取り組みを継続します。

被災地は今……

② 県知事や県議会各会派と被災地の復興について懇談

東日本大震災から2年7ヶ月が経過した10月、達増拓也岩手県知事と「東日本大震災からの復興のために 被災者の願いに寄り添った生活再建支援策について」をテーマに懇談を行いました。県からは達増知事をはじめ関係部局の方々4人、生協連からは役員、会員生協など20人が参加しました。



いわて生協から、被災地で継続している「ふれあいサロン」や無料買い物バスの運行、復興商品の販売協力などの取り組みを紹介し、「住宅再建が決まらず不安」「子どもたちの遊び場がない」「ボランティアへの社会福祉協議会や行政の援助がなくなり困っている」といった被災者の声を紹介しました。

また、岩手県学校生協から、企画の利用に応じた支援金を積み立

てる取り組みや組合員・他県の学校生協からの支援金を被災地の学校に贈呈した取り組みを紹介し、「親を亡くした子どもが精神的に不安定になっている」「交流事業の連続で先生自身が疲れている」「現場の事情を察した支援を」といった被災地の学校現場からの声を紹介しました。

そして、県生協連からは「被災者生活再建支援法」の支援金500万円への拡充を求め訴えました。

達増知事は「拡充については国の責任で支出すべきという議論であれば賛同が得られやすい」と返答しました。

岩手県議会各会派との懇談会は、9月に日本共産党、社民党、11月に自民クラブと行いました。「復旧・復興」をテーマに、県生協連から県政への要望を伝え、県議のみなさまから生協や消費者団体への要望・期待をうかがいました。

今後、岩手県生協連では、「被災者生活再建支援法」の学習会を行い、県民運動や東北、全国への運動を呼びかけます。

盛岡医療生活協同組合

盛岡医療生協は、10月24日、「消費生活協同組合に対する厚生労働大臣表彰」を受けました。医療福祉関係では、9つの組合と4人の個人が受賞しました。

この表彰は、消費生活協同組合法制定65周年を記念し、健全な事業運営を行い、他の模範と認められる消費生活協同組合員や組合員役員を対象に、5年ごとに実施されているものです。

盛岡医療生協がこのような栄えある日を迎えることができたのは、設立以来、盛岡医療生協の運営にかかわった多くの方々の努力のたまものです。1968年（昭和43年）、出資金51万2千円、組合員415人ではじまった盛岡医療生協も、今や出資金は8億9千万円あまり、組合員は約3万人まで増加。2004年（平成16年）11月には新川久保病院を開業、翌年4月には在宅総合センターひだまりを開設し

ました（写真は川久保病院ひだまりまつり）。

消費税増税、生活保護・年金の改悪をはじめ、医療・介護での自己負担増など、暮らしを取り巻く環境はますます厳しさの度合いを深めています。こんななか、私たち盛岡医療生協は、これからも28ある地域支部を中心に、組合員と職員が一体になり、「地域に根ざした健康づくり、まちづくり」をすすめていくため、日々の活動と運動を一層すすめていきます。



大船渡市役所職員生活協同組合

大船渡市役所職員生協は、組合員509名の小さな職域生協で、市役所売店の供給事業を中心に活動しています。

大船渡市役所は高台にあるため、震災時は大きな被害もなく、売店も震災直後から営業を続け、避難してきた方々に商品を供給することができました。

また、市役所には全国の自治体から復興支援のために職員が駆けつけ、現在も大勢働いており、多くの方に売店を中心に生協を利用していただいています。

昼食のお弁当は、毎日約100食を市役所内に配達しています。お弁当以外にもおにぎり（毎日）、月・木の手づくりサンドイッチ、火・金の焼きたてパンは、地元業者の商品を店内に並べ、「出来たてで美味しい」と好評です。

地元海産物も年々復興しており、ワカメ、生ウニ、さんま、アワビ、ホタテなど、地方発

送を中心に利用が多く、当生協の取扱高は震災前よりも増加しています。

そのほか、産直の果物・季節の行事にあわせた商品の供給や、「キャロット」などカタログ商品の供給、名刺印刷・クリーニング・宅配便の取り次ぎなども行っています。

今後も組合員のみなさんに喜ばれるサービスと品揃え、笑顔の応対を心がけて、足を運んでもらえる店づくりをしていきたいと思っています。



■84団体が賛同し「STOP! 特定秘密保護法11・30緊急県民集会」を開催

特定秘密保護法への反対の一点で賛同する84団体による実行委員会（県生協連も事務局団体のひとつ）は、11月30日に盛岡市の岩手県公会堂で「STOP! 特定秘密保護法11・30緊急県民集会」を700人参加のもとに開催しました。

講演では、岩手日報社遠藤泉副論説委員長が「秘密保護法の問題について」と題し講演しました。遠藤氏は「この法案は、国民の知る権利や基本的人権を脅かさなにか、秘密の範囲があまりに広いで監査体制が具体化されていないなど危惧する点が多々ある。十分な審議を尽くしたとはとても言えない」と衆議院での数にものを言わせた強行採決を批判しました。

その後のリレートークでは、労働組合、市民団体、青年、女性の立場から、この法案への不安や反対の思いが訴えられました。

最後に「廃案になるまであきらめない」との集会アピールを採決し、集会後には廃案を訴えて市内をアピール行進しました。

■TPP等を考える県民会議（52団体）が「TPP断固反対! 岩手県総決起集会」を開催

「TPP等と食料・農林水産業・地域経済を考える岩手県民会議」（県内の協同組合や市民団体など52団体で組織）は、12月2日に盛岡市の岩手教育会館で「TPP断固反対! 岩手県総決起集会」を800人参加のもとに開催しました。

主催者あいさつで代表世話人の田沼征彦農協中央会長は「交渉妥結に突き進む姿勢に強い憤りを覚える。大震災津波からの復興の足かせにしなければならないTPP参加は断固阻止する」と表明しました。また、リレーメッセージでは建設業界、大学教授、農業、漁業、森林関係、消費者からTPP交渉への懸念や反対を訴えました。そして、県医師会会長からメッセージが寄せられ紹介されました。



他に、県内の国会議員6人が参加し、明確に反対の立場を表明したり、妥結の中身次第で反対する姿勢などを示しました。

講演では、「TPP参加交渉からの即時撤退を求める大学教員の会」の呼びかけ人で東京大学の醍醐聰名誉教授が「TPPでどう変わる 私たちのくらしと食と医療ーTPP交渉の最新状況と反対運動の展望にも触れてー」と題し講演しました。TPP交渉を主導するアメリカも議会からの委任を受けていないと指摘し、「諦めずに運動を広げれば、協定を結ばせない道は開ける」と運動継続を呼びかけました。

集会後はデモ行進を行い、市民にTPP反対をアピールしました。

■映画「ひまわり〜沖繩は忘れない あの日の空を〜」盛岡で上映決定

平和憲法・9条をまもる岩手の会（事務局・岩手県生協連、岩手県消団連）が事務局をつとめる「映画『ひまわり〜沖繩は忘れない あの日の空を〜』を観るいわての会」では、この映画の上映運動に取り組むことになりました。

この映画は、悲惨な沖繩の地上

戦から14年目の1959年の「石川・宮森ジェット機墜落事故」、2004年の「沖繩国際大学米軍ヘリ墜落事件」をモチーフに、オスプレイ配備に揺れる今の沖繩・日本に平和とは何かを問いかける映画です。沖繩人の基地への思いや心の葛藤を登場人物から知ることができ、沖繩に起こっている様々な問題が凝縮されて描かれています。

ぜひ特別鑑賞券（千円）をご覧ください！



■日にち 2月22日(土)

〜3月7日(金)

■時間 10時

(土日は12時半〜もあり)

■場所 フォーラム盛岡

■特別鑑賞券 千円

(フォーラム盛岡でお買い求めいただけるほか、県生協連でも取り扱っています)